

住居跡出土の子持勾玉

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桜井, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/1614

住居跡出土の子持勾玉

桜井 秀雄

1 はじめに

子持勾玉は、その形態の特異性からであろうが、古くより注目を集めてきた遺物である。江戸時代には「石剣頭」であるとの説もあったが、現在では祭祀に関する遺物であることに異論はみられない。しかしながら、どのような祭祀に、どのように使用されたのかは、いまだ不明な点が多く、そのため「考古学上のスフィンクス」と称されることもある。謎につつまれた遺物だというわけである。その最大の理由は単独出土が圧倒的に多く、遺構に伴う事例が極少であることがあげられる。しかしながら近年の発掘調査において遺構に伴うものも確実に増えてきているのも事実である。そこで今回は堅穴住居跡から出土する事例をとりあげ、子持勾玉のもつ性格の一端でも明らかにできればと考えるものである。

2 事例紹介

子持勾玉は平成14年に刊行された『子持勾玉資料集成』（國学院大学日本文化研究所、以下『集成』と略称）によれば、全国で約450点の出土が認められている。本書は全国の子持勾玉を集成したもので、その刊行意義は極めて大きい。小文も本書に触発されたところ及び負うところが大きい。

以下、この『集成』を手掛かりに、管見に入った住居跡から出土した子持勾玉の事例をみていきたい。

事例1 山形県三軒屋物見台遺跡ST9（遺跡文献1・註1）

東村山郡中山町大字長崎字三軒屋に所在する。山形盆地中央部よりやや西側の、最上川によって形成されたと考えられる自然堤防上の微高地に立地する。数次の発掘調査により、古墳時代後期を中心とした堅穴住居跡が約30軒検出されている。子持勾玉はST9と呼ぶ堅穴住居跡のプラン検出中に覆土中から出土した。頭部の一部を欠損している。本住居跡は、9.7×9.7mの方形を呈するもので、検出された堅穴住居跡のなかでは最も規模が大きい。出土遺物の量は相当数にのぼるが、完形品は少なく、覆土中からの破片資料が主体を占めている。6世紀代中頃に比定される。

事例2 茨城県武田西塙遺跡31B号住居跡（遺跡文献2・3）

事例3 茨城県武田西塙遺跡37B号住居跡（遺跡文献2）

ひたちなか市（旧勝田市）武田地区に所在し、那珂川に沿って帯状にひろがる那珂段丘の南側、那珂川下流左岸の台地縁辺部に立地する。武田地区に所在する遺跡は自然地形と行政区画に基づいて、武田西塙遺跡・武田石高遺跡・武田前原遺跡の3つに分割されている。

武田西塙遺跡の区画整理事業等に先立ち、1990年に発掘調査された範囲からは、子持勾玉は第37B号住居跡と第31B号住居跡から2点が出土した。第37B号住居跡は5.9×5.8mの規模をはかり、覆土上層より検出されたもので、6世紀代の所産であると考えられる。この子持勾玉は一部が削られているものの、ほぼ全形を留めている。全長約4.7cmの蛇紋岩製で、腹部の子持勾玉には線刻が施されている。第31B号住居跡は3.4×2.9mの規模をはかり、9世紀中葉の所産である。子持勾玉は、絹雲母片岩製で、覆土下層の床面から約20cmほど上のレベルから検出された。体部の上半分を欠損している。

なお、1992年に調査された古墳時代後期の所産と思われる第83号ピットからも体部の下半部を欠損する子持勾玉が出土したが、これと約30m程離れた第31B号住居跡のものとは接合することが判明した。本跡は戦時中の高射砲台及び付属施設設置のため2分の1程度が壊されている。本来は径140cm程の円形を呈するものと推定される。子持勾玉は底面から約20cmほど上のレベルで、やや攪乱に近い場所からの出土であった。そのため本跡に伴うかどうかの判断には疑問も残っていると報告者は指摘する。接合した子持勾玉は全長11.7cmをはかり、上半部を中心に火を受けていることが明らかになった。報告者によれば上下に割れたのは火を受けた後のことだという。第83号ピットの周辺には平安時代の住居跡の重複が著しいため、これらの住居の堅穴の掘り込みによって、もともと第83号ピットの近くにあった下半部が掘り出され、廃絶後の第31B号住居跡の覆土に埋没した可能性を報告者は示している。なお、本遺跡では、他に石製模造品の出土をみる住居跡が相当数存在している。また1990年調査区の隣接地にあたる1987年調査区では、石製模造品製作跡である古墳時代中期の第3号住居跡が検出されている。

事例4 茨城県船窪遺跡群半分山遺跡第43号住居跡

（遺跡文献4）

ひたちなか市宇猪谷津に所在し、那珂川台地末端部に立地する。船窪遺跡群は船窪遺跡、猪谷津遺跡、半分山遺跡の3遺跡からなる。区画整理事業に伴う2000年度の発掘調査では古墳時代の堅穴住居跡31軒が検出され、このうち前期の1軒を除くと他は後期（6世紀代）の所産である。子持勾玉は第43号住居跡北隅の床面直上から出土した。本跡は5.2×4.2mの長方形を呈し、6世紀代に比定される。炭化材の存在から焼失住居跡の可能性も高いと思

われる。子持勾玉は滑石製の完形品で、線刻が施されている。全長 8.2cm、重量 101g をはかる。

事例 5 茨城県向坪 B 遺跡第 1 号住居跡 (遺跡文献 5)

猿島郡総和町久能字アミダ前に所在する。長井戸沼に面する標高 15~16m の台地縁辺部に立地する。国道 4 号線改良事業に伴う発掘調査により、古墳時代の住居跡 2 軒などが検出された。子持勾玉は第 1 号住居跡から出土した。本跡は 6.6 × 4.8m の長方形を呈し、5 世紀末から 6 世紀初頭に比定できる。子持勾玉は北西壁中央部からやや北の壁際から検出された。その周囲からは約 80 × 約 50cm 程の範囲から、勾玉 10 点、白玉 3570 点、土玉 9 点、炭化したヒシの実が出土している。滑石製の完形品で、全長 9.2cm をはかる。土器は完形または復元可能なものが多い。

事例 6 栃木県西物井遺跡 SI-2011 (遺跡文献 6)

芳賀郡二宮町大字物井地内に所在する。西方の五行川と東方の小貝川の形成する低地部分に、島状に残された低台地上に立地する。県道改良工事に伴う発掘調査により、古墳時代中・後期から中世にかけての遺構が確認され、堅穴住居跡は 31 軒が検出されている。古墳時代では 5 世紀中葉から 6 世紀の堅穴住居 4 軒と 7 世紀代の堅穴住居跡 1 軒がみられる。子持勾玉は SI-2011 と呼ぶ堅穴住居跡から出土した。本跡は約 4.8 × 約 3.9m の長方形を呈する焼失住居であり、子持勾玉は床上 15cm 程の焼土層 (2 層) より完形で出土した。滑石片岩製の完形品であり、全長は 4.721 cm、重量 49.35g をはかる。被熱を受けているが、これは埋土に薄く覆われた状態時に受けたものであるという。また左右両側の腹部・背部には綾杉文が施されている。本跡は 5 世紀中葉 (TK208 併行) に比定されるが、これは調査区内では最も古い所産である。また本跡のカマドはすでにできあがった壁の一部に後付けするかたちで構築しており、続く時期の住居跡 SI2012 が設計段階でカマドの配置を考慮にいれていることと対照的なありかたを示している。さらにその後は再び炉を使用する住居跡が出現するなど、カマドの導入・定着までの一筋縄ではいかない過程がうかがえ、本跡が カマド導入において大きな画期をなすものであることが指摘できよう。

事例 7 栃木県殿山遺跡 KT-49 (遺跡文献 7)

河内郡上三川町上神主字打越他に所在する。民間宅地造成に伴う発掘調査により、旧石器時代から中世に至る複合遺跡であることが判明し、600 軒を越える堅穴住居跡が検出された。このうち古墳時代代のは 130 軒を数える。子持勾玉は KT-49 と呼ぶ堅穴住居跡から出土した。本跡は 6.7 × 6.6m の方形を呈し、子持勾玉 1 点・石製模造品 (剣形品 1 点・白玉 3 点) が検出された。古墳時代後期に比定されると考えられる。子持勾玉は南西の柱穴の南側、床面上 10 cm のところから出土した。子勾玉の一部が欠損するがほぼ完形品である。珪質頁岩製の全長 6.27 cm、重

量 499g をはかる。

事例 8 栃木県清六 III 遺跡 SI-459 (遺跡文献 8)

下都賀郡野木町大字野木に所在する。関東平野の北端部にあたり、足尾山地東斜面から流下する思川東岸の思川低地に面した舌状台地上に立地する。下水道処理施設建設に伴う発掘調査により、縄文時代から中世に至る複合遺跡であることが判明し、古墳時代の遺構では堅穴住居跡 147 軒・祭祀遺構 1 基などが検出された。子持勾玉は SI-459 と呼ぶ堅穴住居跡から出土した。本跡は 6.39 × 6.5m の方形を呈し、子持勾玉 1 点の他、白玉 728 点、石製模造品未製品 47 点、粘板岩剥片、手捏土器 2 点、土玉 2 点等が検出された。古墳時代後期に比定されると考えられる。子持勾玉は住居北東埋土中から出土している。破損が著しく全体の形状は不明であるが、同時に出土した製作剥片と接合しており、祭儀中の破碎又は祭儀後の破碎・破損が考えられ、また片面のみの成形であるため、これが未成品であるとするならば、他にみられる多数の剥片と共に集落内のいずれかで製作され、祭具と共に一括して投網されたものと考えられるという。粘板岩製である。

事例 9 群馬県伊勢崎・東流通団地遺跡 1-11-5 号住居跡 (遺跡文献 9)

伊勢崎市日の出町・佐波郡東村東小保方に所在する。大間々扇状地の扇端部にあたる、低丘陵上に立地する。県営流通団地建設に伴う発掘調査により、653 軒もの堅穴住居跡が検出された。その大半は古墳時代の所産である。子持勾玉は 1-11-5 号住居跡から出土した。本跡は一辺約 6.5m の方形を呈し、6 世紀代の所産と考えられる。子持勾玉は覆土からの検出である。滑石製で、全長 9.6 cm、重量 166.91g をはかる。

事例 10 群馬県八幡中原遺跡 84 号住居跡 (遺跡文献 10・21)

事例 11 群馬県八幡中原遺跡 156 号住居跡 (遺跡文献 10・21)

高崎市八幡町字中原に所在する。烏川と碓氷川にはさまれた丘陵上に立地する。中学校建設に伴う発掘調査により、古墳時代から平安時代前期にかけての堅穴住居跡 176 軒などが検出された。このうち古墳時代の所産は 100 軒を越える。石製模造品を出土した住居跡は 47 軒に及ぶ。子持勾玉は 84 号住居跡と 156 号住居跡から 2 点が出土した。84 号住居跡は 4.8 × 3.4m の規模をはかり、6 世紀の所産である。白玉とともに子持勾玉が検出された。この子持勾玉は滑石製の完形品で、全長 7.5cm をはかるが、かなり異形であり、子持勾玉とすべきかは判断に苦しむところである。6 世紀初頭頃に比定される 156 号住居跡は 8.9 × 8.7m の方形を呈し、本遺跡中で最大の規模をはかる。子持勾玉は住居跡ほぼ中央部の床面から検出された。滑石製の完形品で、全長 10.3cm、重量 201.24g をはかる。石製模造品も住居跡中央やや北西よりにて集中的に検出されている。土器には土師器の埴・坏・甕類・手捏土器がみら

れる。覆土中からも同様に破砕された土器類が非常に多く出土している。

事例12 群馬県中林遺跡10号住居跡(遺跡文献11)

群馬町大字三ツ寺に所在する。猿府川と唐沢川にはさまれた、微高地に立地する。豪族居館で著名な三ツ寺I遺跡は北西に近接する。中学校建設に伴う発掘調査により、古墳時代から平安時代の堅穴住居跡57軒などが検出された。このうち古墳時代のものは49軒を数える。子持勾玉は10号住居跡の西南隅のピット中から出土した。本跡は溝に大半を切られており、詳細は不明だが東西辺は4m程の規模である。古墳時代後期の所産と考えられる。滑石製の完形品で、全長は11.8cm、重量23.22gをはかる。

事例13 群馬県稲荷町I遺跡1号住居跡(遺跡文献21)

高崎市稲荷町に所在する。井野川右岸低台地上に立地する。共同住宅建設に伴う発掘調査により、弥生時代の堅穴住居跡1軒等と古墳時代後期の堅穴住居跡2軒が検出された。子持勾玉は6世紀初頭頃の1号住居跡から出土した。本跡は一辺6.6mの方形を呈し、東西にカマドをもつ。子持勾玉は完形で、全長10.6cm、重量143.57gをはかる。石製模造品の剣形晶片1点も出土する。

事例14 群馬県富田遺跡63号住居跡(遺跡文献21)

前橋市富田町に所在する。赤城山南麓地帯にひろがる南北にのびる低丘陵上に立地する。63号住居跡から子持勾玉が出土した。本跡は一辺約4.5m程の規模をはかり、6世紀終末の所産と考えられる。子持勾玉は滑石製で、全長9.7cm、重量190gをはかる。

事例15 埼玉県上敷免遺跡第84号住居跡(遺跡文献12・21)

深谷市大字上敷免字入枝に所在する。利根川及びその支流小山川・福川の氾濫原にある自然堤防上に立地する。現在までに数次の調査が実施されており、弥生時代から平安時代の堅穴住居跡が約290軒確認されている。市教委で発掘調査した部分では白玉及びその未製品が多数出土し、製作跡と考えられる住居跡が検出されている。子持勾玉は、国道17号線バイパス建設に伴う県埋文事業団による発掘調査において第84号住居跡から出土した。本跡は数基の住居跡と重複するが、9.12×7.97mの長方形を呈し、6世紀代の所産である。子持勾玉はカマド内の燃焼部から出土した。滑石製で、全長9.6cmをはかる。またカマド周辺からは白玉4点も出土した。報告者はカマドに関連した祭祀行為の可能性を指摘している。

事例16 千葉県油作第2遺跡30号住居跡(遺跡文献21)

印旛郡印旛村平賀字油作に所在する。印旛沼に突き出したような半島状の台地上に立地する。本遺跡は第1遺跡と第2遺跡に分かれているが、堅穴住居跡では、第1遺跡では古墳時代後期42軒が、第2遺跡では古墳時代中期1軒・後期94軒が検出された。古墳時代後期の集落は6世紀後葉から7世紀前葉にかけて盛行している。子持勾玉は第2

遺跡の30号住居跡から出土した。本跡は一辺7.5mの規模を呈する。床面からやや浮いた状態で検出され、36号住居跡出土の破片と接合した。緑泥岩製で、全長6.3cmをはかる。

事例17 山梨県柳坪遺跡A地区12号住居跡(遺跡文献13)

北巨摩郡長坂町大八田字秋田に所在する。八ヶ岳南麓の広大な尾根上の緩傾斜地に立地する。中央自動車道建設に伴う発掘調査により、縄文時代から平安時代の堅穴住居跡47軒などが検出された。このうち古墳時代のものは7軒を数える。子持勾玉はA地区12号住居跡跡から出土した。本跡は道路に4分の3程度を切られているため、不明な点が多いが、5.2m程の方形を呈するものと考えられる。子持勾玉は西側周溝近くより検出された。全長約4.1cmをはかる。時期決定に足る土器の出土をみないが、古墳時代後期の所産と考えられる。

事例18 長野県本村東沖遺跡36号住居跡(遺跡文献14)

長野市上松に所在し、浅川扇状地の扇央西端部に立地する。長野高校建設に伴う発掘調査により、弥生時代から古墳時代の住居跡104軒等が検出された。41軒の住居跡が認められた弥生時代後期の集落は後期末で一旦廃絶し、5世紀第2四半期から大規模な集落が展開されるようになる。後期初頭には廃絶されている。古墳時代の住居跡は56軒を数え、当該期中核的な集落と位置づけられる。36号住居跡からは125点の石製模造品の未製品が出土しており、石製模造品製作に関連した住居跡と想定されている。27号住居跡も製作工房跡の可能性が高い。子持勾玉が出土したのは5世紀第3四半期の31号住居跡である。本住居址は44号住居址と重複し、また南東側の大半が調査区外となるため、詳細は不明な点が多い。平面プランは一辺8m程とやや大型の隅丸方形を呈するものと推測される。本址の北東隅に高さ約10cm前後の不整形なベッド状の高まりが存在し、この部分から子持勾玉1点が出土している。完形品であり、全長は6.9cm、重量59.3gをはかる。

事例19 長野県榎田遺跡SB449(遺跡文献15)

事例20 長野県榎田遺跡SB756(遺跡文献15)

長野市若穂綿内に所在し、千曲川右岸の自然堤防及び後背湿地に立地する。上信越自動車道建設に伴う発掘調査により、弥生時代から中世にいたる複合遺跡であることが判明し、検出された堅穴住居跡は約1000軒を超える。中心的時期は古墳時代であるが、前期で一旦途絶えた後、中期前葉から後期後葉まで盛行している。当該期の拠点集落といえるだろう。子持勾玉は2軒の堅穴住居跡から計2点が出土している。SB449は重複の激しい個所にあり、4.65×3.6m程の規模を測るものと考えられる。欠損した子持勾玉1点が出土したが、出土状況は不明である。古墳時代中後期という以上の時期細分はできない。SB756は南西側を他住居跡に切られているが、7世紀代の一辺3.5

m程の隅丸方形を呈するものと考えられる。床面から欠損した子持勾玉が出土している。幅10.3cmを測る。白玉3点も周辺の床面から検出されている。また本遺跡からは、5世紀代第3・4四半期に比定されるSB825から北壁付近から白玉が151点集中して出土している。

事例21 長野県十二ノ后遺跡32号住居跡(遺跡文献16)

諏訪市有賀十二ノ后に所在する。諏訪湖の南西に位置し、有賀扇状地の扇頂部、ほぼ中央に立地する。中央自動車道建設に伴う発掘調査により、竪穴住居跡では縄文時代75軒、古墳時代9軒、奈良時代11軒、平安時代46軒が検出された。子持勾玉は32号住居跡から出土した。本跡は一辺約6m程の方形を呈するものと考えられ、7世紀後半から世紀にかけての所産である。西北隅で壁面より10cmほど浮いた状態で検出された。フンド(一括遺物)4に伴う可能性もあるようである。滑石製で、全長は6.1cmをはかる。異形であり、さらに穿孔が2箇所認められるなど、子持勾玉の範疇に入れるべきか議論のあるところである。

事例22 長野県平出遺跡42号住居跡(遺跡文献17・21・22)

塩尻市宗賀に所在する。松本平南端の奈良井川扇状地に立地する。昭和25年から26年にかけて4次にわたる学術調査が実施され、昭和27年には国史跡に指定された。また昭和54～56年にも確認調査・発掘調査が行われた。縄文時代早期から平安時代にわたる複合集落であり、このうち古墳時代の竪穴住居跡は57軒を数える。4・5世紀代のもの11軒、5・6世紀代のもの36軒、7世紀代10軒の内訳である。子持勾玉は42号住居跡から出土した。一辺約4m程の方形を呈し、4世紀代の所産である。滑石製で、全長10.9cmをはかる。床面から30cm浮いた状態で検出されたため、本跡に伴わない可能性も高い。

事例23 三重県大鼻遺跡竪穴住居21(遺跡文献18)

亀山市太岡寺町字大鼻ほかに所在する。鈴鹿川中流域北岸の台地南端に立地する。国道1号亀山バイパス建設に伴い数次にわたる発掘調査が行われ、古墳時代後期と鎌倉時代を中心とする複合遺跡であることが判明している。子持勾玉は第4次調査において竪穴住居21の北西部の埋土から2片にわかれた状態で出土した。滑石製で、全長は8cmをはかる。本跡は4.7×4.5mの規模を呈し、6世紀前半の所産である。白玉1点も伴出する。

事例24 佐賀県下石動遺跡SB024(遺跡文献19)

佐賀県神埼郡東脊振村大字石動に所在する。田手川が山麓部から平野部へと流れを変える扇状地形に立地する。九州横断自動車道建設に伴う発掘調査により、竪穴住居跡では、弥生時代20軒、古墳時代22軒、歴史時代6軒、時期不明2軒が検出され、他の遺構も土坑を中心として確認された。子持勾玉はSB024と呼ぶ竪穴住居跡から出土した。本跡は5.38×5.10mの方形を呈し、6世紀前半の所

産である。遺物は埋土中層付近にもっとも多いが、子持勾玉も同層から検出された。滑石製で、子持勾玉の一部分を欠くところが数ヶ所にみられるが、ほぼ完形である。全長は13.3cmをはかる。

事例25 福岡県裏ノ田遺跡第6号住居跡(遺跡文献20)

事例26 福岡県裏ノ田遺跡第21号住居跡(遺跡文献20)

福岡県太宰府市水城に所在する。四天王寺山系より発した谷水の氾濫源に立地する。九州縦貫自動車道建設に伴う発掘調査により、古墳時代を中心とする竪穴住居跡25軒などが検出された。子持勾玉は第6号住居跡及び第21号住居跡から出土した。6号住居跡は一辺3.3mの方形を呈し、時期は土器が全く検出されないため不明である。子持勾玉の他には耳環1点と支脚1点、磨石1点のみである。子持勾玉は全長9.6cmをはかる。21号住居跡は5×4.6mのやや不整な方形を呈し、6世紀末頃の所産である。住居跡南東側柱穴の南側には方形台石があり、その周辺から滑石の原石及び半加工品、製品が集中していた。報告者はこの南東隅は滑石加工の作業場として用いられていたことを指摘する。子持勾玉もこの滑石製品集中個所から検出された。『集成』では「大きさ、子持勾玉を意図した腹部・背部の余裕などから子持勾玉を制作する形割段階のものともみられる」と観察しており、未製品と考えられる。現状では長さ10.7cmをはかる。なお、他の滑石製品には平玉(白玉の未製品か?)、有孔方板、有孔円板未製品がみられる。

3 出土状況と時期

以上、22遺跡26事例をとりあげてきた(註2)。まず、出土状況についてまとめてみたい。出土状況からすると大きく2つのタイプに分けられる。それは、住居跡に伴うと考えられるタイプ(Aタイプ)と覆土中からの出土で住居跡には直接的には伴わないと考えられるタイプ(Bタイプ)の2種である。

Aタイプには、床面もしくは直上から出土する茨城県半分山遺跡43号住居跡、茨城県向坪B遺跡1号住居跡、群馬県八幡中原遺跡156号住居跡、長野県本村東沖遺跡31号住居跡、長野県榎田遺跡SB756、福岡県裏ノ田遺跡21号住居跡の他、カマド燃焼部から出土した埼玉県上敷免遺跡84号住居跡や、詳細は不明だが住居内ピットから出土した群馬県中林遺跡10号住居跡のような事例も存在する。

Bタイプは、山形県三軒屋物見台遺跡ST9、茨城県武田西塙遺跡31B号住居跡・37B号住居跡、栃木県西物井遺跡SI-2011、栃木県殿山遺跡KT-49、群馬県伊勢崎・東流通団地遺跡1-11-5号住居跡、千葉県油作第2遺跡30号住居跡、長野県十二ノ后遺跡32号住居跡、長野県平出遺跡42号住居跡、三重県大鼻遺跡竪穴住居21、佐賀県下石動遺跡SB024が該当する。また報告書等の記載ではどちらのタイ

プかの判断がつかなかったものに、栃木県清六Ⅲ遺跡 SI-459、群馬県稲荷町 I 遺跡 1 号住居跡、山梨県柳坪遺跡 A 地区 12 号住居跡、長野県榎田遺跡 SB449、福岡県裏ノ田遺跡 6 号住居跡がある。

次に時期についてみてみたい。住居跡の所産時期でみると、A タイプではおおむね 5 世紀中葉頃から 6 世紀代におさまる。長野県榎田遺跡 SB756 は 7 世紀代の所産であるが、報告者によれば、遺構の重複が激しく、また近接する沼跡 SG3 に伴う可能性も否定できないとのことであるため、参考資料として扱いたい (註 3)。また、B タイプでもやはり 5 世紀中葉頃から 6 世紀代のものが多いが、4 世紀代の長野県平出遺跡 42 号住居跡や 7 世紀後半から 8 世紀にかかる長野県十二ノ后遺跡 32 号住居跡、9 世紀中葉の茨城県武田西塙遺跡 31B 号住居跡の事例もある。平出遺跡の事例は 4 世紀代の住居跡からの出土であるが、覆土上層からの検出であり、住居跡に伴わない可能性が指摘されているため、この平出遺跡の事例を除くと、住居跡出土の子持勾玉は 5 世紀中頃には出現していることがわかる。先学の研究成果によれば、現時点では 5 世紀中頃の大阪府カトンボ山古墳出土の事例が最も古い時期に比定されていることから、住居跡出土品もほぼ同時期には認められることが理解できよう (註 4)。子持勾玉の出現とほぼ同時に住居跡内にもとりいれられたことがわかるのである。

4 子持勾玉を出土する住居跡の性格

(1) 石製模造品との関連性

子持勾玉を出土する住居跡及び遺跡は、石製模造品と深い関連性のあることが指摘できる。子持勾玉と共存するケースの他、子持勾玉を出土した住居跡からは検出されなくても、他の住居跡等から石製模造品の出土をみるケースも含めると、今回とりあげた遺跡の大半から石製模造品が出土していることがわかる。とりわけ、石製模造品製作工房跡との関連性が強いといえる。福岡県裏ノ田遺跡 21 号住居跡は石製模造品製作工房跡と理解でき、子持勾玉も未製品である。栃木県清六Ⅲ遺跡 SI459 は、白玉 728 点、石製模造品未製品 47 点が多数の剥片類とともに出土している。子持勾玉も未製品と考えられ、報告者は集落内で製作されたものが、本跡に投納されたと理解している。遺跡内には製作工房跡が存在していた可能性が高い。同様に茨城県武田西塙遺跡、埼玉県上敷免遺跡、長野県本村東沖遺跡では遺跡内で石製模造品製作工房跡が認められており、石製模造品製作遺跡であることが知られる。

石製模造品製作遺跡との関連性については、すでに佐々木幹雄氏により指摘されている。佐々木氏は、寺村光晴氏の研究による石製模造品製作遺跡の分布状況と子持勾玉の密集分布状況が近似していることを論じている (註 5)。今回とりあげた事例からは、こうした広い分布状

況のみではなく、遺跡単位・住居跡単位でも石製模造品製作遺跡・工房跡との関連性が極めて強いことが指摘できるのである。

(2) 拠点集落からの出土

次に、住居跡から出土する事例のうち、出現期に比定されるものは拠点集落からの出土であるということが指摘できよう。ここでは長野県内の本村東沖遺跡と榎田遺跡の事例を検討してみたい。長野県本村東沖遺跡では、古墳時代前期の住居跡は 2 軒にすぎず、5 世紀第 2 四半期から大規模な集落形成が開始される。そして後期初頭には廃絶する。時期は 3 期にわかれるが、このうち 5 世紀後半の住居跡の特徴として報告者は、

- ・一辺 8.00 m 以上の大型の住居址が集中する傾向が強い。
- ・出現期のカマドとともに、間仕切り溝やベッド状遺構などの特殊な施設を、画一的とも言うる状況で有する住居址が多い。
- ・古式須恵器が比較的多量に伴う。
- ・36 号住居址のように大量の石製模造品の未製品を出土したり、27 号住居址のように白玉・管玉・石製模造品未製品を出土するなど、製作工人に関連する可能性が高い住居址が存在する。
- ・子持勾玉 (36 号住居址)、土鈴 (47 号住居址) など祭祀的な性格を有する特殊な遺物を出土する住居址が存在する。

の 5 点を指摘する。カマドに関していえば、5 世紀中頃にカマドが導入され、5 世紀後半にはほとんどの住居跡でカマドの付設がみられる。このカマドの導入は榎田遺跡や飯田市内の遺跡とともに長野県内では最も早い時期のものである。長野県内でのカマド付設は 6 世紀代になってから本格化することを踏まえると、本遺跡及び榎田遺跡でのカマド導入の先進性がきわだっている。住居構造の変化でいえば、間仕切り溝の存在も見逃せない。本遺跡では約半数の住居跡から間仕切り溝が認められている。また本遺跡は立地や遺跡の存続期間の共通性、出土した須恵器の特徴などにより、犀川以北地域の盟主的な存在である地附山古墳群を築造した人々の集落と考えられている。以上の点から、拠点集落とってよいだろう。

また、本村東沖遺跡と同様に長野県内で最も早い時期にカマドが導入された榎田遺跡も拠点集落とらえてよいだろう。本遺跡では 5 世紀中葉から集落が形成されはじめ、中葉～後葉の住居跡は約 70 軒を数える。これらの 8 割以上にカマドが付設され、住居跡数が爆発的に増加したと同時にカマドがほぼ一斉に導入されたことをうかがわせる。また本遺跡の特徴で注目されるのは木製品・建築部材等の大量出土である。その中心は 5 世紀代であり、工具や農具・紡織具・武具・馬具・容器類・祭祀具などの木製品には未製品・木屑なども含まれており、木製品製作集

団の存在の可能性も高いという。木製農耕具には鉄刃を有するものも認められる。このようにカマドや鉄刃を有する農耕具など新技術・新文化の導入が、5世紀中葉からの集落展開とともにみられることは、報告者が指摘するように、背後に新技術を導入、管理し、集落を開発できる地域の有力者層が介在したと考えることが自然であろう。子持勾玉の出土は2軒の住居跡からで古墳時代中後期および7世紀代の所産ではあるが、出土状況に不安定さが残る。しかしながら拠点集落からの出土であることを重視したいと思うものである。

以上のように、本村東沖遺跡及び榎田遺跡は拠点集落ととらえられるが、さらに両遺跡とも古墳時代前期から集落が継続するのではなく、古墳時代中期中葉において、さきあげた新技術・新文化を伴って、大規模な集落形成が開始される点が一致している。こうした5世紀中葉から始まる、新技術を伴う拠点集落から子持勾玉が出土する事例の存在は看過できない視点である。また、この5世紀中葉という時期は、今回集成した遺跡では最も古い段階の所産である。つまり、子持勾玉の集落内での出現が、拠点集落からであるということも指摘できるのである。

(3) 小結

前段までに、子持勾玉を出土する住居跡及び遺跡の特徴として、石製模造品との関連性の強さと拠点集落からの出土、という2点を指摘したが、この2点はさらに密接な関連性を有しているといえるのである。

西山克己氏は、長野県内での初期須恵器のありかたから、初期須恵器を出土する遺跡は拠点集落と理解できることを論じている(註6)。また、私はかつてこの西山氏の論を受けて検討を行い、石製模造品と初期須恵器にも深い関連性があり、さらに拠点集落においては、石製模造品が早い時期から認められることを示した(註7)。このことは、長野県内においては、拠点集落は初期須恵器や石製模造品を伴って出現することを示しているといえよう。

子持勾玉についても基本的には、こうした石製模造品のありかたと共通していることが指摘できる。つまり、長野県内の集落遺跡において最も早い時期にみられる子持勾玉は、石製模造品や初期須恵器とともに、拠点集落で出現していることは確認できるのである。そして、その拠点集落は5世紀中葉から展開するもので、カマドや間仕切り溝などの新技術・新文化をいち早く導入していることが認められるのである。子持勾玉は、石製模造品や初期須恵器とともに祭祀・信仰面での新要素としてとらえられるのではないだろうか。

これは長野県にとどまらない事象であると思われる。栃木県西物井遺跡で子持勾玉が出土した住居跡SI-2111は5世紀中葉(TK208併行)に比定され、これは調査区内では最も古い所産である。また本跡のカマドはすでにできあ

がった壁の一部に後付けするかたちで構築しており、続く時期の住居跡が設計段階でカマドの配置を考慮にしていることと対照的なありかたを示している。さらにその後は再び炉を使用する住居跡が出現するなど、カマドの導入・定着までの過程がうかがえる。以上のように本跡はカマド導入において大きな画期をなすものであり、そこから子持勾玉が出土することは本村東沖遺跡や榎田遺跡での事例と同様な位置づけを与えてよいものと考えられる。

なお、山形県三軒屋物見台遺跡ST9と群馬県八幡中原遺跡156号住居跡は調査区内で最大の規模をはかっている。2つの事例にすぎないが、看過はできない事象であると思われる。今後の検討課題としておきたい。

5 住居跡から出土する子持勾玉の性格

(1) 石製模造品の一種として用いられている。

子持勾玉を出土する住居跡から石製模造品が伴出する事例は相当数にのぼる。茨城県向坪B遺跡第1号住居跡では、約100×約80cm程の範囲に石製模造品(勾玉10点、白玉3570点、土玉9点)がひろがっているが、子持勾玉もこの範囲からの出土である。報告者はこうした多量に出土した石製模造品について、保管の場の可能性も否定できないとする。保管の場であるかあるいは祭祀行為の結果によるものか、または廃棄されたものかの判断は難しいが、いずれにせよ、子持勾玉が石製模造品と同一的な出土状況を呈していることは確かである。本事例は、子持勾玉が石製模造品とともに用いられた祭祀具であることを示す良好な資料であると思われる。

また、埼玉県上敷免遺跡84号住居跡では、子持勾玉はカマド内の燃焼部から出土した。そしてカマド周辺からは白玉4点も出土したため、報告者はカマドに関連した祭祀行為の可能性を指摘しているが、この場合も石製模造品と一体をなす祭祀を執り行ったことが理解できるであろう。

このように子持勾玉は、石製模造品を用いる祭祀において、ともに用いられる祭祀具であることが理解されるのである。またその出土状況からは、石製模造品との差違は見いだせず、特別な存在であったことも認められない(註8)。こうした事例から、子持勾玉は石製模造品の一種であるという性格を有していることが指摘できるのではなかろうか。なお、子持勾玉の材質をみても滑石が多く、他の石材も石製模造品の場合とほぼ一致している。

(2) 被熱を受けているケースが認められる。

覆土中から出土するBタイプには、被熱を受けているケースが3例みられている。このうち、栃木県清六III遺跡では、子持勾玉はSI-459と呼ぶ堅穴住居跡の北東埋土中から出土している。破損が著しいが、同時に出土した製作剥片と接合しており、報告者はこれが完成品であるなら

ば、祭儀中の破碎又は祭儀後の破碎・破損が考えられ、また片面のみの成形であることを重視してこれが未成品であるとするならば、他にみられる多数の剥片と共に集落内のいずれかで製作され、祭具と共に一括して投納されたと考えられると両者の可能性を示唆している。茨城県武田西塙遺跡では31B号住居跡の覆土出土の上半部と83号ピット出土の下半部が接合でき、ほぼ完形品になることが判明した。また、本事例の子持勾玉は被熱を受けており、上下に割れたのは被熱を受けた後のことであるという。栃木県西物井遺跡SI-2011から出土した子持勾玉は完形品であるが、埋土に薄く覆われた状態時に被熱を受けたものである。西物井遺跡の事例は焼失住居跡であるため、他の事例と同一には扱えないが、被熱を受けた子持勾玉の存在は、その性格を知る上で重要な視点になると考えられる。こうした事例以外のBタイプについても、単に住居跡廃絶後の廃棄だということだけでは片付けられない問題も有している。したがって覆土中からの出土についても詳細な検討が必要と考えるものだが、今回は問題の所在を確認するにとどめておきたい。

なお、遺構間接合に関してみると、被熱を受けていないが、千葉県油作第2遺跡30号住居跡出土の子持勾玉が36号住居跡出土の破片と接合している事例もみられる。子持勾玉の性格を理解するうえで、こうした遺構間接合のもつ意味も注目すべき課題であろう。

6 おわりに

以上、住居跡から出土する子持勾玉の事例をとりあげ、その属性を抽出し、検討を行ってきた。その素描は上記で述べてきた通りであるが、とりわけ石製模造品との関連性の深さについては相当なものがある。子持勾玉の性格を把握するうえで、石製模造品との関連性という観点は欠かすことのできないものであろう。また拠点集落に早い時期の出土事例がみられることは、子持勾玉の出現について重要な示唆を与えてくれる視点となるだろう。被熱を受けた事例や遺構間接合の存在も見逃せない事象である。

全国から出土している子持勾玉約450点のうち、住居跡から出土するものは管見の限りにおいても約30余例にすぎず、大半はやはり単独出土品である。したがって住居跡出土品をもってすべての子持勾玉の性格を理解することはできないであろうが、住居跡出土品は、多様な、そして得難い情報を提示してくれるものであることは事実である。今回はその素描を示してみた。今後はさらに分析を進めていきたいと考えている。

註1 報告書の記載では「住居跡」と「住居址」の2種類がみられるが、今回は本村東沖遺跡の引用個所以外は「住居跡」で統一した。

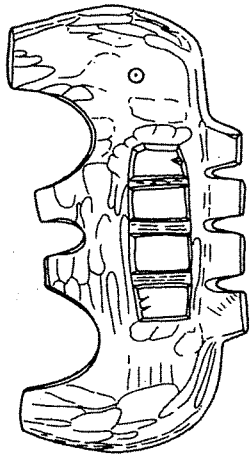
- 註2 この他にも鳥取県米子市福市遺跡AI区23号住居跡、大阪府藤井寺市土師の里遺跡D区堅穴住居跡、千葉県成田市公津原Loc.19-2第205A号住居跡などの事例も確認されている。
- 註3 長野県埋蔵文化財センター広田和穂氏の御教示による。
- 註4 佐々木幹雄「子持勾玉私考」『古代探叢II』1985年、大平茂「子持勾玉年代考」『古文化談叢21集』1989年、篠原祐一「子持勾玉小考」『子持勾玉資料集成 付録』2002年
- 註5 佐々木註4文献。寺村光晴『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館1980年。
- 註6 西山克巳「信濃国で須恵器が用いられた頃」『信濃』40巻-4号、1988年
「シナノの古墳時代中期とその前・その後—新来文化受容期の二相北南—」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告第11集』2003年
- 註7 拙稿「中部地方の動向」『古墳時代の祭祀 第I分冊』1993年
- 註8 石製模造品についてもかまど¹⁾燃焼部から出土する事例は確認されている。詳細は拙稿「祭具」と『呪物』—石製模造品の二つの性格『長野県の考古学II 長野県埋蔵文化財センター研究論集II』2002年を参照していただきたい。

- 遺跡文献1 山形県教育委員会『三軒屋物見台遺跡発掘調査報告書(2)』1987年
- 遺跡文献2 (財)勝田市文化・スポーツ振興公社『武田IV』1991年
- 遺跡文献3 (財)勝田市文化・スポーツ振興公社『武田VI』1993年
- 遺跡文献4 (財)ひたちなか市文化・スポーツ振興公社『船窪IV』2001年
- 遺跡文献5 (財)茨城県教育財団『一般国道4号線改築工事内埋蔵文化財調査報告書1(総和地区)』、1986年
- 遺跡文献6 (財)栃木県文化振興事業団『西物井遺跡』2000年
- 遺跡文献7 日本窯業史研究所『殿山遺跡I』1995年
- 遺跡文献8 (財)栃木県文化振興事業団『清六III遺跡I』1999年
- 遺跡文献9 群馬県企業局『伊勢崎・東流通団地遺跡』1982年
- 遺跡文献10 高崎市教育委員会『八幡中原遺跡』1982年
- 遺跡文献11 群馬県群馬町教育委員会『中林遺跡調査概報』1983年
- 遺跡文献12 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団『上敷免遺跡』1993年
- 遺跡文献13 山梨県教育委員会『山梨県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書—北巨摩郡長坂・明野・葦崎地内—』1975年
- 遺跡文献14 長野県教育委員会『本村東沖遺跡』1993年
- 遺跡文献15 長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書12 榎田遺跡』1999年
- 遺跡文献16 長野県教育委員会『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書—諏訪市その4—』1976年
- 遺跡文献17 塩尻市誌編纂委員会『塩尻市誌第二巻 歴史』1995年
- 遺跡文献18 三重県教育委員会『一般国道1号亀山バイパス埋蔵文化財発掘調査概要V 大鼻(4次)・堀越2次)遺跡』1989年
- 遺跡文献19 佐賀県教育委員会『下石動遺跡』1987年
- 遺跡文献20 福岡県教育委員会『九州縦貫自動車道埋蔵文化財調査報告—XVII—』1977年
- 遺跡文献21 東日本埋蔵文化財研究会『古墳時代の祭祀』全3巻、1993年
- 遺跡文献22 長野県史刊行会『長野県史 考古資料編 主要遺跡(中・南信)』1982年



子持勾玉の縮尺はすべて1:2 引用は各遺跡分析および『集成』による

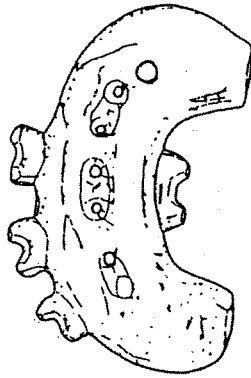
第1図 住居出土の子持勾玉(1)



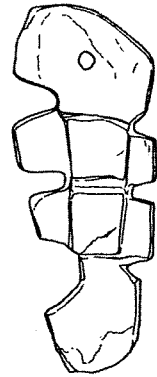
事例 12



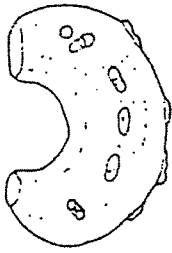
事例 13



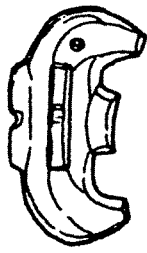
事例 14



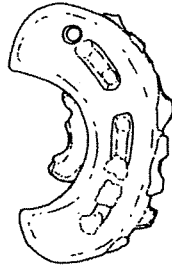
事例 15



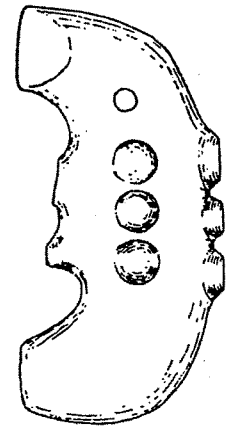
事例 16



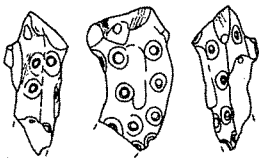
事例 17



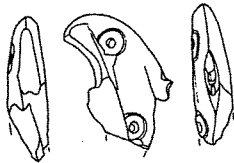
事例 18



事例 22

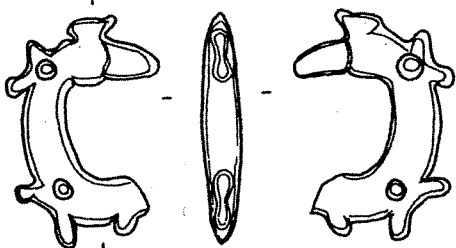


事例 19

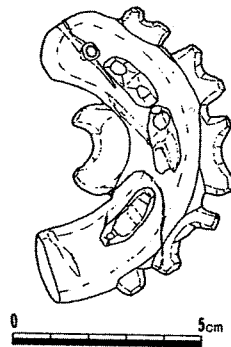


事例 20

子持勾玉の縮尺はすべて 1 : 2
引用は各遺跡分析及び『集成』による

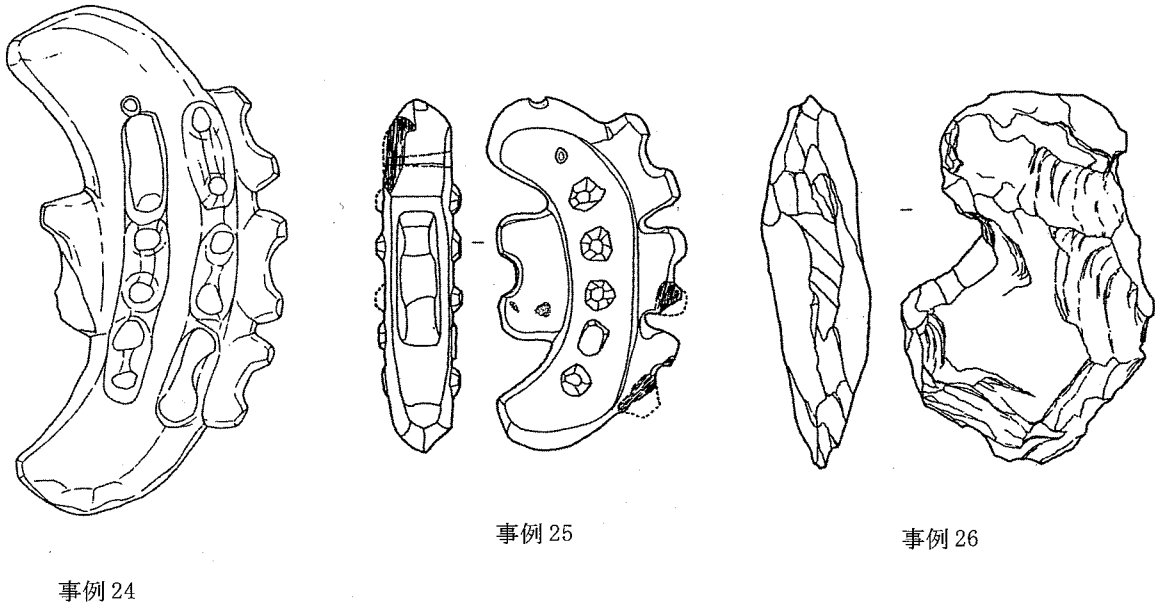


事例 21

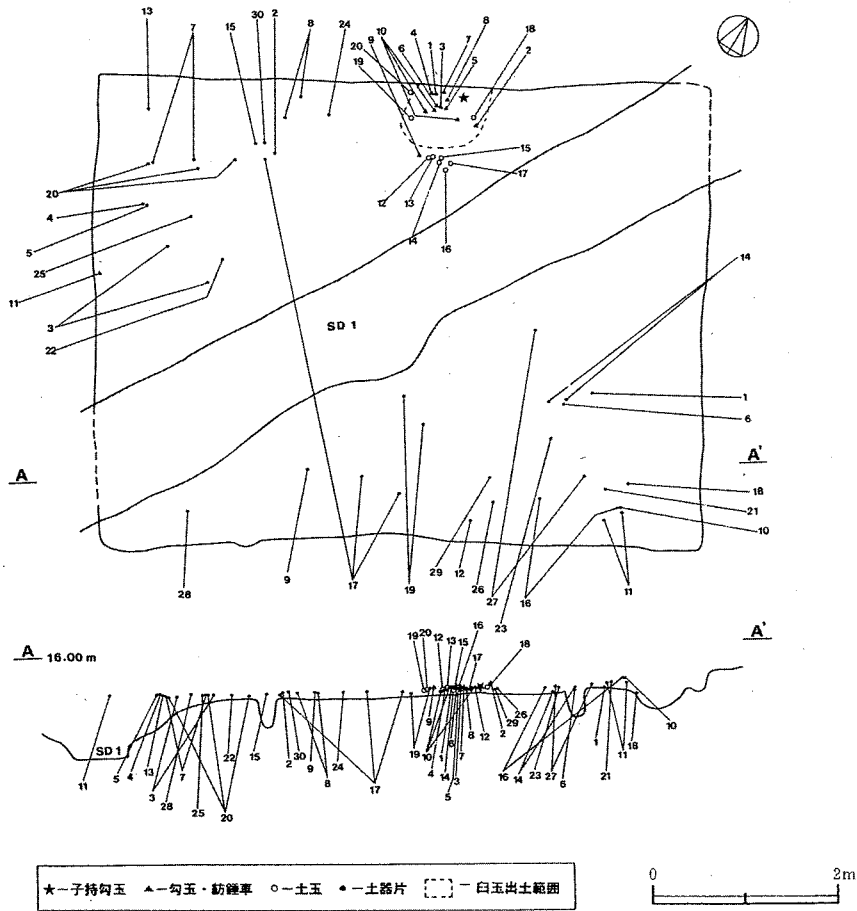


事例 23

第 2 図 住居跡出土の子持勾玉 (2)



子持勾玉の縮尺はすべて 1 : 2 0 5cm
 引用は各遺跡分析及び『集成』による



向坪B遺跡1号住居跡 遺物出土状況

第3図 住居出土の子持勾玉